

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省）

制 度 名	集積区域における集積産業用資産の特別償却		
税 目	所得税、法人税（措法 11 の 4、44 の 2、68 の 20）		
要 望 の 内 容	<p>・適用期限の 2 年延長</p> <p>〔現行制度の概要〕                  本税制は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下「企業立地促進法」という。）に基づき「基本計画」を作成した地域において、当該計画の集積業種として指定された業種に属する事業を行うため、同法に基づく「企業立地計画」の承認を受け、同計画に沿った新規企業立地を行った場合、新たに取得した建物等及び機械等に対して建物は 8%、機械は 15%の特別償却をすることができる。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	ー 百万円 （▲10, 200百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業立地促進法は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。</p> <p>企業立地促進法に係る施策は、国内の立地環境の改善・向上のため、地域の産業集積の魅力向上に向けた計画的な取組みを総合的に支援するものである。その中で本税制特例は、事業者の企業立地時のキャッシュフローの改善に寄与することで、施策推進に係るインセンティブを付与し、事業者の設備投資を促進することで、地域経済の自律的発展の基盤強化を図るものである。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国産業の国際競争力の強化、地域の自律的発展基盤の強化のためには、個別具体的な案件毎に財政的措置を行う以外に、一定の基準を満たす企業主体に対し、幅広く投資促進等のインセンティブを講ずることが重要であり、税制特例により措置することが必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「企業立地促進法」において、「地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている」。</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林産物の供給及び利用の確保</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
		政策の達成目標	「基本計画」で定められた集積区域内において、事業者の設備投資を促進することで、地域産業の自律的発展の基盤強化を目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（2 年間）
		同上の期間中の達成目標	税制適用に伴う企業立地によって促進された、対象設備投資金額及び新規雇用数。
	政策目標の達成状況	農林水産関連業種における税制措置適用に伴う企業立地により、対象設備投資が 18,713 百万円及び新規雇用が促進されたことで、地域産業の自律的発展の基盤強化が図られ、国民経済の発展に資した。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	農林水産関連業種における適用事業者数 平成 23 年度 40 件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>企業立地促進法の施行（平成 19 年 6 月）後、各自治体では産業集積の形成及び活性化に向けた目標や取組内容等を定めた 177 件の基本計画と、それに伴った 787 件の企業立地計画が策定され、実際にこれまで(H19～H20)に対象設備への 47,443 百万円の投資、34,069 人の新規雇用促進を生んでいる。</p> <p>また、平成 22 年度には 106 件の税制措置適用が見込まれており、平成 23 年度以降についても既に 47 件の企業立地計画が承認を受けていることから、これらの投資が実行されることにより今後とも更なる波及効果が予測され、地域産業集積の形成と促進、及び自律的発展の基盤強化につながると期待できる。</p>

	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	近年の不安定な景気状況や、対象とする業種が景気の影響を受けやすいことから、建物等の取得にあたって早急な措置が必要になる可能性が高く、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	農林水産関連業種における適用事業者数（減収額） 平成 20 年度 3 件（21 百万円） 平成 21 年度 19 件（632 百万円） 適用事業者は、農林水産業に関連する業種を広く対象としているので、特定の業種に偏っていない。	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	農林水産関係業種の平成 21 年度までの税制措置適用実績は 22 件、対象設備投資金額 18,713 百万円、特別償却実施額 2,176 百万円となっている。 また、平成 22 年 4 月までに、47 都道府県で 177 件の基本計画、46 道府県 124 地域で 787 件の企業立地計画が策定されており、平成 20 年度は企業立地数 820 件、新規雇用数 20,771 人の実績が確認されている。 これを基本計画地域毎に税制適用企業の有無により分類、比較をすると、税制適用により企業誘致に成功した 20 地域は、前期立地件数のうち 35%、新規雇用者数は 50%を占めるという結果が出ており、本税制は直接的な設備投資金額 47,443 百万円のインセンティブとなったことに加え、適用件数以上の呼び水効果をもたらしていることが確認される。	
	前回要望時の達成目標	「基本計画」で定められた集積地区内において、事業者の高度化などの設備投資を促進することで、地域産業の自立的発展の基盤強化及び国民経済の発展を目標とする（税制適用に伴う企業立地件数：180／年）	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	税制措置適用は、都道府県への聞き取り調査によると平成 22 年度で 30 件を見込んでおり、目標に達する予定ではないものの、現在、基本計画の承認申請を行っているものや、今後行う予定があるものもあるため、本税制特例の適用件数は増加するものと推察できる。	
これまでの要望経緯	平成 19 年 創設 平成 20 年 対象の追加（農林水産関連業種） 農林水産関連業種の投資要件規模を低位に設定 平成 21 年 対象の追加（窯業・土木製品製造業） 既存業種の 2 年延長		

